九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第10巻 : 資料編III

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1787570

出版情報：九州大学百年史. 10, 2016-12-28. Kyushu University
バージョン：
権利関係：

九州大学百年史

第10巻
資料編Ⅲ

序

九州大学は 1903（明治 36）年創設の京都帝国大学福岡医科大学をその直接の前身として、1911 年、工科大学・医科大学よりなる 4 番目の帝国大学として創立されました。2011（平成 23）年に創立百周年を迎え、次の百年に向けて、常に未来の課題に挑戦する大学であり続けることを目指しております。

大学の使命は、学問をたゆまず進歩させ、科学・技術・文化など万象に接し、過去と未来を結ぶ時間軸の中で真理を探究し、その先へ向かって叡智の光を放っていくことです。『九州大学百年史』は、九州大学がこれまでどのようにその使命を果たしてきたのかを、内外に積極的に公開することを目的として編集されています。本書を通じて九州大学の歴史を広く知っていただくとともに、今後の九州大学のあり方について、示唆や指針を得る手がかりとしていただきたいと存じます。

『九州大学百年史』は通史編・部局史編・資料編から構成され、本巻は資料編の第Ⅲ巻として公開されます。本巻では、おおむね 1994（平成 6）年の教養部廃止後から、2012 年の創立百周年記念式典に至る時期の資料を採録いたしました。この間、九州大学は大学院重点化を進め、2000 年に

は全国の大学で初の学府・研究院制度を創設しました。また、2003 年には九州大学と九州芸術工科大学が統合し、翌 2004 年には国立大学法人九州大学が発足するという、新制大学発足以来の大きな変化も経験いたしました。さらに 2005 年には伊都キャンパスが開校し、順次キャンパス移転を進めているところです。

本巻には、このような近年の九州大学の歴史を表すものとして、大学全体や各学部等に関する法令や規則類等の学内資料だけでなく、新聞記事や諸団体の文書など、さまざまな分野にわたって幅広く収集した関係資料を収録しています。こうした資料を通じて、近年の九州大学が、どのような課題に取り組み、時代の要請に応える先端的な教育・研究や診療活動、社会連携・国際化等を推進してきたか、ご理解いただけるものと思います。

九州大学では 2006（平成 18）年より百年史編集事業の検討を開始し、翌 2007 年に百年史編集委員会を設置、2009 年に大学文書館に百年史編集室を設置して『九州大学百年史』の編集実務を開始いたしました。2015 年 6 月からは、編集作業を加速化させるため、百年史編集室を大学文書館から独立させて、担当理事を室長とする推進室としております。九州大学ではこれまで、五十年史・七十五年史を刊行しており、『九州大学百年史』はこれまでの年史編纂の経験と資料の蓄積の成果でもあります。加えて、大学沿革史

としては初めて、WEB 上での公開を基本とするという新たな試みを行ってまいりました。

九州大学では現在、伊都キャンパスへの統合移転を進めており、この未来型キャンパスを核として、アジアを重視した知の世界的拠点大学、日本を代表する基幹総合大学として、教育・研究・診療において世界を牽引し、さらに飛躍していくことを目指します。本巻は、大学をめぐる状況が大きく変容する時代の中で、九州大学がどのようにこうした大学としてのアイデンティティ・目標を形成していったのかを示すものとなっております。ここに掲載した各資料は、これらのアイデンティティの確立と目標実現に向けた、歴史からの示唆を与えてくれるものとなると考えております。

本巻の編集にあたっては、数多くの方々から資料の提供などのご協力を賜りました。ここに厚く御礼申し上げます。

2016（平成 28）年 12 月

九州大学総長　　久 保　千 春

凡　　例

1　本巻「資料編Ⅲ」にはおおむね教養部の廃止後から創立百周年記念式典までの資料を収録した。

2　「通史編Ⅲ」に準じた編・章・節に分かち、節の中では原則として年月日順に資料を配列した。なお、編・章・節の構成・表題は必ずしも「通史編Ⅲ」には一致しない。

3　資料の表題は原則として原資料に従った。ただし、表題がないもの等は編者が適宜表題を付したほか、原資料の表題が長い場合は一部を省略するなどし、法令等で同一の名称のものが複数ある場合は（　）で内容を補った。

4　資料の出典は表題の次に（　）で示した。ただし、出典と表題が同じものは出典を省略した。

5　学内規則等は表題の次に（　）で、国立大学法人化前のものは制定日を、国立大学法人化後のものは施行日を、それぞれ示した。

6　資料の収録にあたっては、できる限り原資料の体裁を生かした。ただし原資料が縦書きのものは横書きに改め、漢数字は法令・規則類を除き原則として算用数字に直した。

7　編集の都合により資料の一部を省略した場合は、前略・中略・後略を〔　〕で示した。

8　原資料の空白行については、採録にあたって省略した場合が多いが、逐一註記はしなかった。

9　原資料に掲載された図・表は原則として収録したが、図については原資料の体裁を尊重しつつ再構成した場合がある。

10　漢字表記は原則として常用漢字または印刷標準字体を用い、異体字・略体字・俗字は常用漢字または印刷標準字体に改めた。ただし

人名については原則として原資料の記載のとおりとし、文字コードの割り当てられていない異体字は常用漢字に改めた。

11　かなづかい・送りがなについては原文どおりとした。

12　明らかな誤字・脱字については訂正したが、疑義がある場合はママを付した。

13　ふりがな・傍点・傍線等は原則として省略した。

14　句読点については「.」を「。」に、「,」を「、」にそれぞれ改め、誤記・欠落等は適宜修正した。

15　個人名については、九州大学やその他の大学の教職員、公職者等を除き、原則として匿名とし、〇〇で示した。

16　原資料の自筆署名については［氏名］で示した。

九州大学　第10巻　資料編Ⅲ　目次

序
凡　　例
目　　次
資料目次
解　　題

第12編　学府・研究院制度の発足
第1章　九州大学の改革構想……3
第2章　九州大学の大学院重点化……110
第1節　システム情報科学研究科・人間環境学研究科の設置……110
第2節　九州大学の大学院重点化……171
第3章　学府・研究院制度の発足と教育・研究組織の再編……188
第1節　学府・研究院制度の発足……188
第2節　教育・研究組織の再編……249
第4章　研究所・学内共同教育研究施設等の拡充と再編……268
第1節　附置研究所……268
第2節　学内共同教育研究施設……270
第3節　機構……291
第5章　入試制度の改革と21世紀プログラム……298
第1節　入試制度の改革……298
第2節　21世紀プログラム……301
第6章　管理・運営体制の改革……332
第1節　執行体制の強化……332
第2節　学生部の廃止と事務組織の再編……353
第7章　バブル崩壊後の学生生活と学生支援……357
第1節　バブル崩壊後の学生生活……357
第2節　就職氷河期の到来……380
第3節　学生支援の強化……395

第 13 編　国立大学法人九州大学の発足

第 1 章　国立大学法人化への動き……409
第 1 節　行財政改革と国立大学の法人化案……409
第 2 節　国立大学法人法の制定……411
第 2 章　九州大学・九州芸術工科大学の統合……445
第 1 節　九州大学・九州芸術工科大学の統合協議……445
第 2 節　九州大学・九州芸術工科大学の統合……458
第 3 章　国立大学法人九州大学の発足……528
第 1 節　国立大学法人九州大学の発足……528
第 2 節　学際大学院・専門（職）大学院の設置……613
第 3 節　研究所・学内共同教育研究施設等の新設……726
第 4 節　中期目標・中期計画……807
第 5 節　管理運営体制と財政……893

第 4 章　社会状況の変化への対応……915
第 1 節　情報公開と個人情報保護……915
第 2 節　ハラスメント対策と不祥事への対応……992
第 5 章　国際化の進展……1016
第 1 節　九州大学の国際戦略……1016
第 2 節　学術交流の拡大……1030
第 3 節　学生交流の拡大……1034
第 4 節　アジア学長会議……1043
第 6 章　情報サービスの拡大……1055
第 7 章　社会連携の強化……1068
第 1 節　産学連携の強化……1068
第 2 節　地域社会との連携……1108

第 14 編　伊都キャンパスへの統合移転と病院地区の再開発

第 1 章　キャンパス統合の摸索……1127
第 1 節　キャンパス移転の背景……1127
第 2 節　キャンパス移転の決定……1140
第 2 章　キャンパス造成の開始……1160
第 1 節　「造成基本計画」の策定……1160

第 2 節　マスタープランの策定……1181
第 3 節　キャンパス造成の開始と環境・文化財の保全問題……1337
第 3 章　統合移転の開始……1343
第 1 節　工学部等の移転……1343
第 2 節　六本松地区の移転……1348
第 4 章　病院地区の再開発……1362
第 1 節　再開発の決定……1362
第 2 節　「九州大学病院」の発足……1377

第 15 編　「知の新世紀を拓く」

第 1 章　九州大学の課題と将来構想……1421
第 1 節　高等研究院・基幹教育院の設置……1421
第 2 節　九州大学学術研究都市構想……1466
第 2 章　創立百周年記念事業……1489
第 1 節　創立百周年記念事業……1489
第 2 節　九州大学基金の創設……1533
第 3 節　創立百周年記念式典……1538

資　料　目　次

第 12 編　学府・研究院制度の発足

第 1 章　九州大学の改革構想

653　九州大学自己点検・評価委員会規則……3
654　九州大学における大学改革の基本構想（案）……4
655　九州大学大学院再編案……6
656　九州大学改革の大綱案……28
657　続・九州大学改革の大綱案……74
658　九大が 6 年一貫「系」断念……105
659　教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクトの実施について……106

第 2 章　九州大学の大学院重点化

第 1 節　システム情報科学研究科・人間環境学研究科の設置

660　大学院システム情報科学研究科設置理由書……110
661　国立大学設置法施行令の一部を改正する政令（大学院システム情報科学研究科設置）……124
662　九州大学大学院システム情報科学研究科規則……125
663　大学院人間環境学研究科設置理由書……136
664　国立学校設置法施行令の一部を改正する政令（大学院人間環境学研究科設置）……157
665　九州大学大学院人間環境学研究科規則……158

第 2 節　九州大学の大学院重点化

666　国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（医学部・工学部の大学院重点化）……171
667　国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（工学部・農学部の大学院重点化）……174
668　国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（理学部・医学部・工学部・農学部の大学院重点化）……175
669　国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（法学部・理学部・医学部・薬学部・工学部・農学部の大学院重点化）……180
670　国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（文学部・経済学部・歯学部の大学院重点化）……184

671　大学院重点化に伴う研究科長、学部長及び評議員の取扱いに関する申合せ……186

第３章　学府・研究院制度の発足と教育・研究組織の再編

第１節　学府・研究院制度の発足

672　「研究院（仮称）」制度の導入について―骨子案―……188
673　「研究院（仮称）」制度の導入について―骨子案―補足……199
674　研究院（仮称）制度における研究院長、学府長及び学部長の取扱いに関する申合せ……202
675　研究院長（仮称）の取扱いについて……203
676　国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令……203
677　九州大学教授会通則……208
678　九州大学の大学院の学府及び研究院の講座に関する規則……211
679　大学院システム生命科学府設置理由書……231
680　国立学校設置法施行令の一部を改正する政令（大学院システム生命科学府設置）……241
681　九州大学大学院システム生命科学府規則……242

第２節　教育･研究組織の再編

682　九州大学教育憲章……249
683　九州大学学術憲章……250
684　九州大学外部評価報告書……251
685　九州大学教員の任期に関する規則……265

第４章　研究所･学内共同教育研究施設等の拡充と再編

第１節　附置研究所

686　九州大学応用力学研究所規則……268
687　国立学校設置法施行令の一部を改正する政令（先導物質化学研究所設置）…269
688　九州大学先導物質化学研究所規則……269

第２節　学内共同教育研究施設

689　九州大学量子線照射分析実験施設規則……270
690　九州大学韓国研究センター規則……272
691　九州大学総合研究博物館規則……274
692　九州大学システム LSI 研究センター規則……276
693　九州大学宙空環境研究センター規則……279
694　九州大学医療系統合教育研究センター規則……281

695　九州大学高等教育総合開発研究センター規則……283
696　九州大学超伝導システム科学研究センター規則……286
697　九州大学感性融合創造センター規則……288
第 3 節　機構
698　九州大学全学教育機構規則……291
699　学内措置研究組織（リサーチコア）設置基準について……294
700　九州大学高等研究機構規則……295
701　九州大学リサーチコアの認定に関する規程……296

第 5 章　入試制度の改革と 21 世紀プログラム
第 1 節　入試制度の改革
702　九大経済学部の 3 年次編入学　志願者殺到……298
703　九州大学アドミッションセンター規則……299
第 2 節　21 世紀プログラム
704　「21 世紀プログラム」の導入について―骨子案―……301
705　21 世紀プログラム学生募集要項……308
706　九州大学 21 世紀プログラムに関する規則……325

第 6 章　管理･運営体制の改革
第 1 節　執行体制の強化
707　九州大学総長補佐体制について……332
708　総長補佐体制の実施に伴い措置する事項について……333
709　九州大学副学長選考規則……333
710　九州大学運営諮問会議規則……334
711　国立学校設置法等に基づく評議会の設置に伴う評議員の選考等について…335
712　九州大学評議会規則……338
713　学内共同教育研究施設等教官の全学管理運営機構への参加について……340
714　九州大学センター群協議会規則……344
715　第 1 回九州大学運営諮問会議まとめ……345
716　九州大学部局長会議規則……348
717　九州大学教育審議会規則……350
718　九州大学全学協力事業基金設置要項……352
第 2 節　学生部の廃止と事務組織の再編
719　九州大学学生部長選考規則……353
720　九州大学における技術専門官及び技術専門職員に関する規程……354

721　九州大学における技術専門職の選考に関する要項……354

第 7 章　バブル崩壊後の学生生活と学生支援
第 1 節　バブル崩壊後の学生生活
722　大学が去って行く……357
723　あなたを守る道しるべ　豊かな学生生活を送るために……359
第 2 節　就職氷河期の到来
724　2 年生　もう就職説明……380
725　平成 9 年度就職の手引……380
第 3 節　学生支援の強化
726　理系学生「物理の基礎知りません」……395
727　九州大学学生表彰規程……396
728　九州大学学生後援会設立趣意書……397
729　九州大学学生後援会会則……397
730　九州大学二十一世紀交流プラザ規則……400
731　学生の経済支援の充実について……401
732　九州大学災害特別奨学給付金の創設について……404

第 13 編　国立大学法人九州大学の発足
第 1 章　国立大学法人化への動き
第 1 節　行財政改革と国立大学の法人化案
733　国立大学の法人化に反対する九州大学声明……409
734　国立大学法人案への対応についての九州大学教職員組合申入書……409
第 2 節　国立大学法人法の制定
735　国立大学法人法……411
736　九州大学の現状・将来と国立大学法人化……435

第 2 章　九州大学・九州芸術工科大学の統合
第 1 節　九州大学・九州芸術工科大学の統合協議
737　九大・九州芸工大統合へ……445
738　九州芸術工科大学と九州大学の統合に関して……446
739　九州大学と九州芸術工科大学の統合に関する合意書……447
740　九州大学と九州芸術工科大学の統合に関する覚書……448
741　九州大学・九州芸術工科大学統合協議会要項……449

742　九州大学と九州芸術工科大学との統合についての考え方（中間まとめ）・・・・・450
第２節　九州大学･九州芸術工科大学の統合
743　国立学校設置法の一部を改正する法律（九州大学・九州芸術工科大学の統合）・・・・・

770　大学院統合新領域学府設置理由書……640
771　九州大学大学院統合新領域学府規則……668
772　医学系学府医療経営・管理学専攻設置理由書（専門大学院）……678
773　大学院経済学府産業マネジメント専攻設置理由書（専門大学院）……689
774　大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻設置理由書（専門職大学院）……708
775　九州大学専門職大学院コンソーシアムの設立について……725
第３節　研究所・学内共同教育研究施設等の新設
776　九州大学カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所規則……726
777　九州大学マス・フォア・インダストリ研究所規則……728
778　九州大学水素利用技術研究センター規則……728
779　九州大学未来化学創造センター規則……730
780　九州大学バイオアーキテクチャーセンター規則……732
781　九州大学鉄鋼リサーチセンター規則……734
782　九州大学大学文書館規則……736
783　九州大学デジタルメディシン・イニシアティブ規則……739
784　九州大学低温センター規則……740
785　九州大学高等教育開発推進センター規則……743
786　九州大学産業技術数理研究センター規則……746
787　九州大学加速器・ビーム応用科学センター規則……748
788　九州大学フロンティア研究センター規則……750
789　九州大学炭素資源国際教育研究センター規則……752
790　九州大学感性融合デザインセンター規則……754
791　九州大学水素エネルギー国際研究センター規則……757
792　九州大学シンクロトロン光利用研究センター規則……759
793　九州大学先端融合医療創成センター規則……761
794　九州大学伊藤プラズマ乱流研究センター規則……763
795　九州大学有体物管理センター規則……764
796　九州大学分子システム科学センター規則……766
797　九州大学日本エジプト科学技術連携センター規則……768
798　九州大学応用知覚研究センター規則……770
799　九州大学プラズマナノ界面工学センター規則……771
800　九州大学先端医療イノベーションセンター規則……773
801　九州大学 EU センター規則……775
802　九州大学免疫機構研究センター規則……777
803　九州大学環境発達医学研究センター規則……779

804　九州大学癌幹細胞研究センター規則……781
805　九州大学リスクサイエンス研究センター規則……782
806　九州大学ヌクレオチドプール研究センター規則……784
807　九州大学エピゲノムネットワーク研究センター規則……785
808　九州大学アジア保全生態学センター規則……787
809　九州大学ヒトプロテオーム研究センター規則……789
810　九州大学創薬育薬最先端研究基盤センター規則……790
811　九州大学ユヌス＆椎木ソーシャル・ビジネス研究センター規則……792
812　九州大学バイオメカニクス研究センター規則……794
813　九州大学次世代燃料電池産学連携研究センター規則……795
814　九州大学合成システム生物学研究センター規則……798
815　九州大学高等教育機構規則……800
816　九州大学学術研究推進支援機構規則……800
817　九州大学教育改革推進室規程……801
818　九州大学研究戦略企画室規程……802
819　九州大学大学評価情報室規程……804
820　九州大学安全衛生推進室規程……805
821　九州大学教育改革企画支援室規程……806
第４節　中期目標・中期計画
822　国立大学法人九州大学の中期目標・中期計画……807
823　第１期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果……877
第５節　管理運営体制と財政
824　研究スーパースター支援プログラム―4＋2＋4 アクションプランの実行―
……893
825　九州大学高等教育審議会規則……896
826　教員の報奨制度について……899
827　活力に富み国際競争力のある大学・大学院の構築に向けて……902
828　教員組織の改編等に係る学内手続の見直し……902
829　教員の人員（人件費）管理について……905
830　九州大学学部及び学府の教員組織の編制等に関する規則……908
831　九州大学全学教育実施規則……909
832　九州大学人事委員会規則……911

第４章　社会状況の変化への対応
第１節　情報公開と個人情報保護

833　九州大学情報公開委員会規則……915
834　九州大学行政文書管理規程……917
835　九州大学情報公開取扱要項……952
836　九州大学個人情報管理規程……955
837　九州大学個人情報開示等取扱規程……961
838　九州大学法人文書管理規程……966
第 2 節　ハラスメント対策と不祥事への対応
839　九州大学セクシュアル・ハラスメントの防止のための指針……992
840　九州大学セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規則……993
841　国立大学法人九州大学職員懲戒等規程……996
842　「教授、セクハラ　アカハラです」……998
843　国立大学法人九州大学における懲戒処分の公表基準……999
844　九州大学研究者のための行動基準……1000
845　国立大学法人九州大学研究不正防止規程……1001
846　九州大学研究不正防止委員会規則……1004
847　国立大学法人九州大学女性職員の保護措置に関する規程……1008
848　九州大学男女共同参画推進室規程……1010
849　九州大学の男女共同参画推進について……1011
850　九州大学女性研究者プログラム実施要項……1013
851　九州大学箱崎乳児保育室規程……1014

第 5 章　国際化の進展
第 1 節　九州大学の国際戦略
852　途上国の歯科医療向上後押し……1016
853　九州大学国際交流推進機構規則……1017
854　九州大学国際交流推進室規程……1017
855　九州大学の国際戦略・アジア重視戦略について……1019
856　九州大学アジア総合政策センター規則……1025
857　九州大学国際産学官連携ポリシー……1027
第 2 節　学術交流の拡大
858　九州大学国際研究交流プラザ規則……1030
859　九州大学海外オフィス規程……1032
860　九州大学国際法務室規程……1032
第 3 節　学生交流の拡大
861　九州大学国際交流会館規則……1034

862　九州大学大学院外国人学生に関する規則……1037
863　九州大学教育国際化推進室規程……1038
864　九州大学国際教育センター規則……1039
865　平成 22 年度学士課程国際コース入学式告辞……1041
第 4 節　アジア学長会議
866　大学サミット・イン・九州……1043
867　「大学サミット・イン・九州」　2000 年宣言……1046
868「アジア学長会議」について……1048
869　アジアの知的ネット構築へ……1051

第 6 章　情報サービスの拡大
870　九州大学総合情報伝達システム運用規則……1055
871　九州大学情報基盤センター規則……1059
872　授業資料をインターネット上に無償で公開……1062
873　九州大学情報基盤研究開発センター規則……1064
874　九州大学情報総括本部規則……1066
875　九州大学情報環境整備推進室規程……1066

第 7 章　社会連携の強化
第 1 節　産学連携の強化
876　九州大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー規程……1068
877　九州大学における兼業の取扱いについて……1070
878　九州大学教員の関係業者等との接触に関する倫理規則……1071
879　九州大学産学連携推進機構の運用に関する要項……1074
880　九州大学発明規則……1076
881　九州大学産学連携推進委員会規則……1079
882　九州大学技術移転推進室規程……1080
883　九州大学産学連携推進機構規則……1083
884　大日本インキ化学工業株式会社との包括的連携研究契約……1083
885　九州大学産学連携センター規則……1086
886　九州大学知的財産本部規程……1089
887　九州大学知的財産ポリシー……1092
888　九州大学利益相反ポリシー……1096
889　九州大学利益相反マネジメント要項……1099
890　九大の「組織対応型連携」企業に好評……1102

891　九州大学技術指導等規則……1104
第 2 節　地域社会との連携
892　地域への開放進む大学図書館……1108
893　九大、高校と連携強化……1109
894　財団法人九州大学後援会寄附行為……1110
895　九州大学社会連携推進室規程……1117
896　九州大学感謝状贈呈規程……1118
897　第 1 回九州大学ホームカミングディ開催……1119
898　九州大学稲盛財団記念館規則……1121

第 14 編　伊都キャンパスへの統合移転と病院地区の再開発

第 1 章　キャンパス統合の摸索

第 1 節　キャンパス移転の背景
899　九大　香椎沖埋め立て地に進出……1127
900　九大新キャンパス　福岡市西部が浮上……1127
901　九州大学のキャンパス移転に関する福岡市議会本会議質疑……1129
第 2 節　キャンパス移転の決定
902　九大移転　元岡地区で検討……1140
903　九州大学新キャンパス移転構想（学長試案）……1141
904　九州大学の元岡・桑原地区への移転に関する福岡市議会本会議質疑……1142
905　新キャンパス用地の概要（1993 年 12 月 10 日）……1152
906　九州大学統合移転に伴う処分一覧……1153
907　キャンパス検討委員会について……1154
908　行きたくても行けない？　どうなる元岡移転……1155

第 2 章　キャンパス造成の開始

第 1 節　「造成基本計画」の策定
909　九州大学新キャンパス計画推進室規程……1160
910　造成基本計画……1161
911　知恵を絞って魅力的な大学町に……1176
912　九州大学移転跡地の利用に関する基本方針について……1178
913　「九大移転」疑問視の背景……1180
第 2 節　マスタープランの策定
914　九州大学新キャンパス・マスタープラン 2001……1181

第 3 節　キャンパス造成の開始と環境・文化財の保全問題
915　九州大学移転用地内古墳群の現状保存に関する要望書……1337
916　新キャンパス用地等における埋蔵文化財の取扱いの基本的考え方……1339
917　新生九大に潜む不安……1341

第 3 章　統合移転の開始
第 1 節　工学部等の移転
918　地域と共生する「知の拠点」に……1343
919　ニュー九大　期待と不満と……1345
920　九州大学伊都キャンパス誕生記念式典・総長挨拶……1346
第 2 節　六本松地区の移転
921　九州大学統合移転スケジュールの変更について……1348
922　九州大学六本松キャンパス跡地利用計画……1349
923　神輿担ぎ、寮よさらば……1355
924　伊都キャンパスセンターゾーン・オープニングセレモニー・記念式典　総長挨拶……1356
925　六本松キャンパス閉校式総長挨拶……1357
926　九州大学統合移転推進本部規則……1359
927　九州大学統合移転事業推進室規程……1360

第 4 章　病院地区の再開発
第 1 節　再開発の決定
928　九州大学医学部附属病院再開発基本計画書要旨……1362
929　病院地区の現地再開発に関する医学部同窓会評議委員会決議……1368
930　九大附属病院再開発の検討経緯……1368
931　九大医学部現地再開発を求める福岡市医師会長要望書……1373
932　医学部附属病院の現地再開発を要望する福岡県医師会長声明……1375
933　九大病院、現地建て替え……1376
第 2 節　「九州大学病院」の発足
934　医学部附属病院・歯学部附属病院の統合について……1377
935　生体防御医学研究所附属病院の再編計画について……1381
936　医学部附属病院と歯学部附属病院及び生体防御医学研究所附属病院の統合に関する基本合意事項……1384
937　九州大学病院規則……1385
938　九州大学病院地区フレームワークプラン……1388

第 15 編　「知の新世紀を拓く」

第 1 章　九州大学の課題と将来構想

第 1 節　高等研究院・基幹教育院の設置

939　九州大学高等研究院規則……1421
940　九州大学基幹教育院規則……1422
941　九州大学の国際化拠点整備事業（グローバル 30）……1425
942　新成長戦略、科学技術基本計画の策定等に向けた緊急政策提言……1459
943　国際化拠点整備事業廃止に関する要望書……1463

第 2 節　九州大学学術研究都市構想

944　九州大学学術研究都市構想……1466
945　財団法人九州大学学術研究都市推進機構設立趣意書……1481
946　財団法人九州大学学術研究都市推進機構寄附行為……1481

第 2 章　創立百周年記念事業

第 1 節　創立百周年記念事業

947　九州大学創立百周年記念事業委員会要項……1489
948　九州大学百周年記念事業募金趣意書……1491
949　九州大学百周年記念事業推進室規程……1492
950　九州大学創立百周年記念事業報告書……1493

第 2 節　九州大学基金の創設

951　九州大学基金（仮称）の設立について……1533
952　九州大学基金規程……1534
953　九州大学基金本部規則……1536
954　九州大学基金事業推進室規程……1537

第 3 節　創立百周年記念式典

955　創立百周年記念行事式典式次第……1538
956　九州大学創立百周年記念式典総長式辞……1540

解　　題

はじめに

本巻には、おおむね 1994（平成 6）年の教養部廃止後から、2012 年に行われた九州大学創立百周年記念式典までの資料を掲載した。

大学の歴史を示す資料は、法令・議事録・事務文書・刊行物等学内の文書だけでなく、国や地方の公文書、各種団体の意見書、新聞等の刊行物にも含まれ、大きな広がりをもっている。本巻ではそうした資料の中から、九州大学の歴史を最も的確に表す資料を精選し、掲載している。

掲載にあたっては、大学の組織等の改編や、部局（学部・研究所・学内共同教育研究施設等）の創設時の法令・規則類および創設の経緯を示す文書・新聞記事等を重点的に選択した。また、九州大学の歴史を考えるうえで特に重要な事件等に関する資料も掲載した。資料選択にあたっては、学内の状況・動向を示すものだけでなく、九州大学と社会・地域との関わりを示すものをできるだけ多く含むよう考慮した。

資料掲載の順序は、大きな項目ごとに編・章・節を立ててその項目に関する資料を配置し、各節の中では原則として資料の作成等の日付順で配列している。編・章・節はおおむね『九州大学百年史』第 3 巻通史編Ⅲに準じたものとした。ただし章題・節題等は必ずしも通史編Ⅲに一致はしていない。

第 12 編　学府・研究院制度の発足

第 1 章　九州大学の改革構想

1991（平成 3）年に大学設置基準が大綱化されたことにより、大学に対する規制は大幅に緩和され､各大学ではさまざまな改革に取り組むようになる。こうして大学の自由度が増す一方で、大学は説明責任を求められるようになっていく。その 1 つが自己点検・評価の実施であり、大綱化された大学設置基準の中に努力義務として盛り込まれた。これにともない、九州大学でも翌 1992 年自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価を開始した【653】。

大学改革については、1992 年、「世界に開かれたセンター・オブ・エクセレンス（世界的水準の教育研究の拠点）としての大学を構築する」ことをめざした大学改革の基本構想がまとめられた【654】。この基本構想に基づいて、以後大学院重点化を軸とした改革構想が検討された。1994 年、大学改革専門委員会は「九州大学大学院再編案」を報告した。この中では、大学全体の組織を、教育を主体とした学部と、研究・教育を一体化した大学院とに機能分化させ、教官の所属を大学院に移すとされた【655】。

こうして大学院重点化を軸とする改革の方向性を具体化したうえで、1995 年 3 月、「九州大学改革の大綱案」が評議会決定された。この案では、学士・修士課程を一貫させる系・コース制を導入すること、教育組織と研究組織を分離して後者を研究院とすることなどを柱とする改革の具体案が示された【656】。続いて同年 5 月には「続・九州大学改革の大綱案」が評議会決定され､附置研究所の改革の方向が提示されたほか､外国語教育､情報処理教育､健康・スポーツ科学教育のあり方を示した【657】。この 2 つの大綱案に基づく改革が行われることとなったが、系・コース制の導入については文部省から実現困難との指摘があり断念している【658】。大綱案に示されていた「教

育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト」については、1997 年度から実施されることとなった【659】。

第 2 章　九州大学の大学院重点化

第 1 節　システム情報科学研究科・人間環境学研究科の設置

九州大学において大学院重点化を軸とした改革が構想されるなか、学部に基礎を置かない 2 つの大学院研究科が設置された。

システム情報科学研究科は、情報理学・情報工学などの工学諸分野、認知科学、知能工学などを統合して、新しい科学方法論としての情報科学の確立と、関連技術の進展をめざすものとして構想された【660】。1996（平成 8）年 3 月 27 日公布の「国立学校設置法施行令の一部を改正する政令」により、4 月 1 日大学院システム情報科学研究科が設置された【661】。設置当初は情報理学・知能システム学・情報工学・電気電子システム工学・電子デバイス工学の 5 専攻から構成され【662】、工学部電気工学科・電子工学科・情報工学科、総合理工学研究科情報システム工学専攻、理学部附属基礎情報学研究施設、理学部物理学科の教官に加え、一部文学・教育学部の教官が所属した。

人間環境学研究科は、人間にとって最適な環境のあり方とその創造の方向を探る、全国的にも初めてのまったく新しい文理融合の学際大学院として構想された【663】。1998 年 3 月 27 日公布の「国立学校設置法施行令の一部を改正する政令」により、4 月 1 日大学院人間環境学研究科が設置された【664】。設置当初は都市共生デザイン、人間共生システム、行動システム、発達・社会システム、空間システムの 5 専攻から構成され【665】、文学部人間科学科・教育学部・工学部建築学科・健康科学センターなどの教官が所属した。なお、人間環境学研究科の設置にともない教育学研究科は募集停止し、2005 年 3 月をもって廃止された。

第 2 節　九州大学の大学院重点化

1991（平成 3）年 5 月 17 日、大学審議会は文部大臣に対して答申「大学院の整備充実について」を提出した。この答申では、大学院が実質的に学部に依存しているため、教育・研究いずれにおいても多くの問題を抱えていることが指摘された。これらの問題を解決するため、各大学で大学院重点化が行われることとなる。

九州大学では、まず 1997 年度より医学部・工学部で大学院重点化が開始された【666】。ついで 1998 年度より理学部・農学部の大学院重点化が開始され、農学研究科は生物資源環境科学研究科に改称された【667】。1999 年度には法学部・薬学部で大学院重点化が行われ、医学部・理学部・工学部の大学院重点化が完了した【668・669】。2000 年度に文学部・経済学部・歯学部で大学院重点化が行われ、農学部の大学院重点化も完了して、これにより全学の大学院重点化が完了した【670】。なお、1999 年度に医学部・理学部・工学部の大学院重点化が完了することにともない、研究科長が学部長を兼ねることなどを定めた申合せが評議会で決定されている【671】。

第 3 章　学府・研究院制度の発足と教育・研究組織の再編

第 1 節　学府・研究院制度の発足

1994（平成 6）年、大学院重点化により学部と大学院を分離することが「九州大学大学院再編案」【655】で、また 1995 年、教育組織と研究組織を分離して後者を研究院とすることが「九州大学改革の大綱案」【656】で、それぞれ示されていたが、これ以降その具体化が将来計画小委員会で検討されていた。1999 年 5 月、評議会は小委員会の提案した「「研究院（仮称）」制度の導入について―骨子案―」を承認、これにより大綱案で構想された研究院制

度を導入し、研究組織としての研究院と、教育組織としての研究科と学部をそれぞれ分立させることが決定された【672】。さらに 7 月の評議会で、研究科については「学府」と称することとした【673】。2000 年度からの実施に備え、2000 年 2 月の評議会で、研究院長が学府長・学部長を兼ねること【674】、4 月以降も任期が残る研究科長・学部長は研究院長に移行することなども定められた【675】。

2000 年 4 月 1 日、文部省令第 27 号「国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、九州大学大学院の教育部を学府、研究部を研究院とすることなどが定められ、これにより学府・研究院制度が発足した【676】。これにともない、教授会通則が全部改正され、各学府・研究院・学部と各附置研究所および健康科学センターに教授会を置くことなどが定められ【677】、学府・研究院に講座を置く規則も制定された【678】。

学府・研究院制度の創設という大きな改革の実施後、最初につくられた大学院学府がシステム生命科学府であった。システム生命科学府は、生物学・工学・情報科学・医学・農学・倫理学の諸分野を横断的に再編し、生命科学を総合生物学へと発展させることを志向するものであった。また、修士課程を設けず、5 年一貫の博士課程のみとされた【679】。システム生命科学府は、2003 年 3 月 31 日公布「国立学校設置法施行令の一部を改正する政令」により同年 4 月 1 日設置された【680】。システム生命科学専攻のみの単専攻であり、学際的教育を行う中核として「学際開拓創成セミナー」が必修科目として開講された【681】。

第 2 節　教育・研究組織の再編

2000（平成 12）年 11 月、評議会は大学院重点化された九州大学にふさわしい教育目的を示すため、「人間性」「社会性」「国際性」「専門性」の原則を 4 つの柱とする「九州大学教育憲章」を制定した【682】。さらに 2002 年 1

月には、九州大学の教育と研究の理念を明示し、あるべき姿をうたいあげ遂行する意志を示すものとして「九州大学学術憲章」を制定した【683】。

九州大学の学府・研究院制度創設にも見られるように、1990 年代後半以降大学はさまざまな改革を要求され、それを実施せねばならなかった。その 1 つが教員の任期制の導入である。1997 年 6 月 30 日公布法律第 82 号「大学の教員等の任期に関する法律」により、2000 年度より任期を定めることが可能な場合は任期を定めて教員を任用することとされた。これにともない、九州大学では「九州大学教員の任期に関する規則」を制定し、2001 年度より、まず生体防御医学研究所で任期制を実施することとした【685】。

また、1998 年 10 月の大学審議会答申では、第三者評価の実施が提言され、自己点検・自己評価に加え、外部評価が各大学に求められることとなった。九州大学では 2000 年 3 月、15 名の委員からなる外部評価委員会（委員長：田中郁三）が評価を実施して報告書を提出した。これを受けて翌 2001 年 3 月に九州大学自己点検・評価委員会が「「外部評価のとりまとめ」と九州大学の改革の課題について」をまとめ、合わせて『外部評価報告書』として公表した【684】。

第 4 章　研究所・学内共同教育研究施設等の拡充と再編

第 1 節　附置研究所

1951（昭和 26）年に流体工学研究所と弾性工学研究所が統合されて九州大学に附置された応用力学研究所は、1997（平成 9）年に九州大学初の全国共同利用研究所となった。あわせて改組が行われ、基礎力学、海洋大気力学、プラズマ・材料力学の 3 研究部門、力学シミュレーション研究センター・炉心理工学研究センターの 2 研究施設と技術室から構成されることとなった【686】。

また 2003 年には、機能物質科学研究所と有機化学基礎研究センターを融合・改組して、先導物質化学研究所が附置された。先導物質化学研究所は、「物質化学に関する先導的な総合研究」を設置目的とし、物質基盤化学・分子集積化学・融合材料・先端素子材料の 4 研究部門から構成された【687・688】。

第 2 節　学内共同教育研究施設

九州大学には 1990 年代前半までにすでに多くの学内共同教育研究施設が設置されていたが、1995（平成 7）年に量子線照射分析実験施設【689】が、翌 1996 年にベンチャー・ビジネス・ラボラトリー【876】が設置された後は、同年に将来計画委員会が大学改革推進専門委員会での検討結果に基づき「附属教育研究施設等の見直しについて」を発表して以降、既存のセンター等構想については設置準備委員会をいったん解散したため、しばらく新設が抑制された。しかし 1999 年以降、必要に応じるかたちで毎年新設されるようになった。まず同年にはアドミッションセンター【703】と韓国研究センター【690】が、2000 年には情報基盤センター【871】と総合研究博物館【691】が、2001 年にはシステム LSI 研究センター【692】が、2002 年には宙空環境研究センター【693】がそれぞれ設置された。さらに 2003 年には、医療系統合教育研究センター【694】・高等教育総合開発研究センター【695】・超伝導システム科学研究センター【696】・感性融合創造センター【697】・産学連携センター【885】の 5 施設が設置された。

第 3 節　機　構

1998（平成 10）年 5 月、産学連携推進機構が設置された【879】。「機構」と称する組織が学内につくられるのはこれが最初である。ついで 2000 年 11

月 21 日、全学教育機構が設置された。同機構は総長を機構長とし、全学共通教育・21 世紀プログラムの企画・実施を行う全学組織であった【698】。

2001 年 9 月 25 日の評議会で、高等研究機構の設置が決定された。同機構は、学術研究の将来戦略等の策定と、COE 形成にふさわしい研究グループ組織化を推進することを目的とし、機構を統括する研究戦略委員会等と、研究グループを組織化した「リサーチコア」により構成された。リサーチコアは学内措置の研究組織として設置されるもので、機構長の採用案付議に基づき将来計画委員会が認定するとされた【699～701】。

第 5 章　入試制度の拡充と 21 世紀プログラム

第 1 節　入試制度の拡充

1993（平成 5）年から 18 歳人口は減少に転じ、いわゆる少子化が進行していく。こうした状況に対し、各大学は学生の確保のため、入試制度の多様化を進めていった。九州大学では、1994 年度から経済学部で 3 年次編入試験を開始した。高等専門学校卒業生を対象とした編入試験はすでに工学部で実施されていたが、経済学部の編入試験は対象を特定しない、当時としては珍しいものであり、予想以上の受験者が集まることとなった【702】。また、社会人入試も各学部で行われ、さらに大学院でも実施されるようになった。

社会人入試や 3 年次編入試験は、受験（入学）者の門戸を拡げるものであったが、入試の仕組みそのものを変化させる制度も登場した。これがアドミッション・オフィス方式（総合評価方式）入試（AO 入試）である。この方式は 1990 年に慶應義塾大学で実施され、急速に各大学に広まっていった。九州大学では 2000 年度入試から法学部と薬学部で AO 入試を導入し、これに対応するため 1999 年にアドミッションセンターを設置した【703】。

第 2 節　21 世紀プログラム

20 世紀末になると、社会の複雑化や科学・技術の高度化にともない、学際的・総合的な知識・能力をもつ人材育成の必要性が唱えられるようになり、九州大学でも「九州大学改革の大綱案」に「自由学際系」の構想が盛り込まれた。この構想は以後引き続き検討され、最終的に 2000（平成 12）年 6 月、「「21 世紀プログラム」の導入について―骨子案―」として評議会決定された。このプログラムは、「専門性の高いジェネラリスト」の養成をめざし、AO 方式により選抜され、原則として大学院修士課程まで進学して専攻テーマを探究するものとされた【704】。学生は管理上各学部に学籍を置くが、教育は 21 世紀プログラム実施委員会が責任をもつものとされ、チュートリアル（個別指導）、プログラム・ゼミ等、独自の専攻教育科目が設定された【705・706】。

第 6 章　管理・運営体制の改革

第 1 節　執行体制の強化

日本の大学は従来、各学部教授会の力が強く、学長の力が相対的に弱い「教授会自治」と呼ばれる特徴をもっていた。しかし 1990 年代以降求められるようになった大学改革では、全学的な改革の遂行のため執行体制の強化が必要となり、九州大学でも総長がリーダーシップを発揮できる体制が構築されるようになっていった。

まず取り組まれたのは総長の職務を補佐する体制の構築であった。1996（平成 8）年度より、大学運営の円滑化を図るため総長特別補佐・総長補佐を置き、大学の諸課題に関して総長を補佐させることとした【707・708】。翌 1997 年度からは、副学長を置き、これに評議員も兼ねさせ、総長補佐体

制をさらに強化した【709】。

2000 年度からは、国立学校設置法の一部改正により、国立大学の運営体制の整備が図られた。第 1 に、運営諮問会議の設置である。運営諮問会議は、学外の委員によって構成され、教育研究に関する計画や活動評価等の重要事項について、総長からの諮問に助言・勧告を行う機関として設置された【710】。九州大学の運営諮問会議は 2000 年 9 月 13 日に第 1 回が開かれ、教育、管理・運営、地域連携・社会連携、留学生・国際交流に関する各委員の意見をまとめて総長に提出している【715】。その第 2 は、評議会である。評議会は従来「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」（昭和 28 年文部省令第 11 号）により設置されていたが、国立学校設置法には定められていなかった。この改正で同法中に評議会が規定されることとなり、九州大学では、法改正にともない新制度に移行するため、評議員の選考方法・任期等について移行措置を定める【711】とともに、法に基づいた新たな評議会規則を制定した【712】。

第 4 章第 2 節でみたとおり、九州大学には多くの学内共同教育研究施設が設置され、その数は毎年増加していった。しかし各施設は、教育研究上重要な役割を果たしながら、大学教育研究センター・健康科学センター以外は評議員を選出できないなど、全学の管理運営に参加できない状態にあった。このため 2000 年 9 月 22 日の評議会で、情報基盤センター・有機化学基礎研究センターに教授会を設置することと、学内共同教育研究施設が全学の管理運営に関する事項を協議する機関としてセンター群協議会を設置することを決定した【713】。センター群協議会については 10 月 24 日に協議会 I と II の 2 つを設置することなどを定めた規則が制定され、発足した【714】。

以上のような管理・運営組織の再編、執行体制の強化が進むなか、問題となっていたのが各種委員会であった。この問題は、多数の委員会が並列的に存在して複雑化し、関連する委員会間の調整などに教官の労力を多く割かねばならないといった弊害を生じさせていた。そこで各種委員会の再編が行わ

れることとなり、その一環として2001年12月に部局長会議規則を制定した。これにより部局長会議は全学的な重要事項を審議する機関とされ、かつ事項ごとに教育審議会等の名称で呼ぶこととされた【716】。これにともない、教育審議会等の委員会について、再編が行われた【717】。

また2002年9月、従来の委任経理金に係る共通経費を拡充するかたちで、全学協力事業基金が設けられた。これは国立大学法人化に備えて、奨学寄附金の一部を全学的な教育研究推進支援事業に充て、教育・研究体制を整備しようとするものであった【718】。

第2節　学生部の廃止と事務組織の再編

学生部は1949（昭和24）年の新制大学発足時に、従来事務局の一課であった学生課を事務局から離し、新たに学生の厚生輔導を担当する部として置かれ、部長は教授もしくは助教授が充てられることとなった。九州大学では、1954年に「学生部長の専攻及び任期に関する内規」を制定して、学生部参与会が総長に部長候補者を推薦することとしており、部長は各学部持ち回りとすることが慣例化していた。前節で見たように1996（平成8）年度から総長特別補佐制度が発足すると、特別補佐の1名に学生部長を兼務させる方針が立てられた。このため従来の内規を廃止して新たに学生部長選考規則が制定され、総長が候補者を選考することとした【719】。翌1997年4月、本部事務組織の一元化が行われ、これにより学生部は事務局学務部となり、学生部長も廃止された。

技術系職員は旧制大学時代から理科系教室の職員として雇用されてきたが、職務や待遇に関して問題が多く、国立大学協会でも1970年代の終わり頃から検討・提言を行っていた。1997年11月17日、文部省訓令第33号「国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校の技術専門官及び技術専門職員に関する訓令」が発せられ、これにより国立大学に技術専門官・技術専門職員

を置くことができることとされ、技術系職員の問題解決に向けて動き出すこととなった。九州大学ではこれを受けて、翌 1998 年 1 月 20 日に「九州大学における技術専門官及び技術専門職員に関する規程」を制定してその職務を定める【720】とともに、「九州大学における技術専門職の選考に関する要項」によりその選考基準・選考手順等を明確にした【721】。

第 7 章　バブル崩壊後の学生生活と学生支援

第 1 節　バブル崩壊後の学生生活

1989（平成元）年にピークに達したバブル景気は、その後急激に減退し、1990 年代前半のうちに崩壊した。バブル景気の時期を境に学生気質は変化し、また九大生の多く住む箱崎界隈の町並みも大きく変わった。1994 年の新聞記事は、そうした変化を箱崎の町の人々のことばで綴っている【722】。

学生の健康は大学にとって古くから重視されていた問題であったが、バブル崩壊以降はこれに加えて事故や犯罪を含めた学生生活の安全全般について、学生の指導に取り組むようになっていく。従来『学生案内』でも安全に関する注意喚起が行われていたが、1997 年、学務部学務課は『あなたを守る道しるべ　豊かな学生生活を送るために』を作成し、学生に配布した。この冊子では、学生が遭遇しうる事件・事故などの事例を挙げ、その対処法等について具体的に説明している【723】。

第 2 節　就職氷河期の到来

バブル景気の時代には 1 倍を超えていた有効求人倍率は、1993（平成 5）年に 1 倍を下回り、以降 10 年以上にわたって 1 倍を回復することはなかった。大卒者の求人倍率もバブル期には 2 倍を超えていたが、1993 年には 2

倍を下回り、2000 年にはついに 1 倍を切った。いわゆる就職氷河期の到来である。希望通りの就職がかなわず「就職浪人」をしたり、やむを得ず非正規の職に就いたりする大学卒業者が急激に増加していった。

1996 年に就職協定が廃止されてからは、企業が早くから優秀な学生を囲い込む「青田買い」も横行するようになった。九州大学では協定廃止を受けて 1997 年 1 月 22 日に 2 年生向けの就職説明会を開いたが、予想を大きく上回る数の学生が参加し、学生の間に危機感が増大していることをうかがわせた【724】。こうした状況を受けて学務部厚生課では、1997 年度に初めて『就職の手引』を作成し、学生に配布している【725】。

第 3 節　学生支援の強化

1990 年代後半になると、学習指導要領の改訂や入試科目の減少等により、大学生全体の学力低下が指摘されるようになっていった。九州大学では理系学部において、物理の未履修者の増加が問題視されるようになり、1999（平成 11）年度から未履修者向けのクラスを設けるなど、その対策に乗り出した【726】。

バブル崩壊後、学生の学修・生活環境は徐々に悪化していった。こうした状況に対応し、学生の学業や課外活動を支援するため、学生の家族や教職員・卒業生等を会員とする九州大学学生後援会が 2001 年 2 月に設立された【728・729】。同年 10 月には学生同士の情報交換・学習の場として 21 世紀交流プラザが開設された【730】。また、学術研究活動・課外活動・社会活動に関して、特に顕著な活動を行った学生を、大学として表彰することも 1998 年度から開始された【727】。

バブル崩壊後の日本経済は容易に回復せず、学生の経済状況は改善に向かわない状態が続いた。授業料の減免制度や、日本育英会とそれを引き継いだ日本学生支援機構の貸与奨学金等では学生への経済支援は十分ではなく、各

大学が独自の経済支援を行うようになっていった。九州大学では 2007～09 年度に博士後期課程学生への大学独自の奨学金制度等を実施したが、終了後の 2010 年度から、博士後期課程学生への給付奨学金等を開始した【731】。さらに 2011 年に発生した東日本大震災等を受けて、災害特別奨学給付金も創設された【732】。

第 13 編　国立大学法人九州大学の発足

第 1 章　国立大学法人化への動き

第 1 節　行財政改革と国立大学の法人化案

国立大学を法人化すべきとする考え方は、1970 年代から登場していたが、その後 1980 年代まで具体的に法人化に向けた検討が行われることはなかった。1990 年代になると国の行政改革の動きが本格化し、特殊法人等を独立行政法人化することとなり、国立大学もその対象とされた。

国立大学の独立行政法人化へ向けた動きが明らかになると、各国立大学は挙って反対の意思を表明した。九州大学でも 1997（平成 9）年 10 月 21 日、独立行政法人化または民営化の構想に反対する声明を出した【733】。こうした反対の声を受けて、国立大学の独立行政法人化については、他の特殊法人等と切り離して検討されることとなった。その結果、国立大学については、一般的な独立行政法人ではなく、「国立大学法人」とすることが固まり、2003 年 2 月、政府は「国立大学法人法」ほかを閣議決定し、国会に提出した。これに対し、九州大学をはじめとする各国立大学は反対の意思を表明することはなかったが、教職員組合等は反対し、九州大学教職員組合も総長に対し反対の意思を表明するよう求める申し入れを行った【734】。

第 2 節　国立大学法人法の制定

国立大学法人化に対しては反対の声も挙がったがそれは大きなものとはならず、2003（平成 15）年 7 月 16 日法律第 112 号「国立大学法人法」が公布され、10 月 1 日より施行された。同時に公布された「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（法律第 117 号）第 2 条の規定に基づき、国立大学法人九州大学は 2004 年 4 月 1 日に成立することとなった。国立大学法人には役員として学長と理事・監事が置かれ、学長と理事によって役員会を構成することとされた。また、学長を選出する学長選考会議や、委員の半数以上が学外者で構成され法人の経営を審議する経営協議会が新たに置かれることとなった【735】。

法人化を目前に控えた 2004 年 1 月 1 日、法人化に向けた総長のメッセージが発表された。このメッセージでは、教育・研究・社会貢献・国際貢献の現状と将来目標などが示されている【736】。

第 2 章　九州大学・九州芸術工科大学の統合

第 1 節　九州大学・九州芸術工科大学の統合協議

国立大学法人化の方向性が固まると、法人化後の財政基盤や少子化の進行に不安のある地方大学・単科大学を中心に、国立大学どうしの合併・統合の動きが出てくる。九州大学と九州芸術工科大学も、2001（平成 13）年から統合に向けた検討を開始した【737・738】。

両校の協議により統合に向けた合意が成立し、2001 年 7 月 17 日に九州大学総長・九州芸術工科大学長の間で合意書と覚書の調印が行われた。統合時期については、法人化前の 2003 年 10 月をめどとすることとされた【739・740】。

統合が決まったことにより、具体的な統合に向けた方針等の策定を行うため、九州大学・九州芸術工科大学統合協議会が 8 月に設置された【741】。協議は主に検討分科会において行われ、各分科会からの中間報告を統合協議会でまとめ、10 月 30 日に中間まとめがとりまとめられた【742】。協議会では引き続き残された検討事項について検討が行われたが、この中間まとめに基づき、統合に向けた具体的な準備が開始された。

第 2 節　九州大学・九州芸術工科大学の統合

2003（平成 15）年 4 月 23 日法律第 29 号により「国立学校設置法」が改正され、同年 10 月 1 日九州大学と九州芸術工科大学が統合されることとなった【743】。統合直前の 9 月 14 日、『西日本新聞』は社説「統合を機に一層の発展を」で、九州芸術工科大学の歴史を振り返り、統合後も「芸術工学」が一層発展することへの期待を示した【744】。

統合後の九州芸術工科大学の学部・大学院研究科は、芸術工学部と大学院芸術工学府・芸術工学研究院となり、九州大学の学府・研究院制度に組み込まれた【745・746】。新たに九州大学芸術工学部規則・九州大学大学院芸術工学府規則が制定され、九州大学の学則に則した教育体制が示された【747・748】。こうして統合が実現したが、一方で法律上、統合時の学部 3 年生以下は九州芸術工科大学卒業ではなく、九州大学卒業となるという問題も生じることとなった【749】。

2010 年 2 月、統合前に九州芸術工科大学で作成されていたキャンパスマスタープラン試案を発展させた大橋地区フレームワークプランが作成された。このプランは 2059 年の実現を目標とし、キャンパスの骨格を維持しつつ学術の変化にも柔軟に対応できるものとして提示された【750】。

第 3 章　国立大学法人九州大学の発足

第 1 節　国立大学法人九州大学の発足

2004（平成 16）年 4 月 1 日、国立大学法人九州大学が成立した。これにより九州大学の設置主体は国から法人となり、これにともない学内規則等は新しく制定されることとなった。法人化前は通則によって学部等の組織と教育の総則が定められていたが、法人化後は学則が制定され、これによって学部等の組織と、役員・職員、役員会等の運営組織が定められた【751】。学部の教育等の制度については新たに学部通則が制定され、法人化前の大学院学則にあった研究院に関する規定を除いて教育等の制度のみを定めた大学院通則も新たに制定された【752・753】。

大学の運営を行う諸機関も、新設・改編等が行われた。国立大学法人になったことで、役員会・経営協議会が新たに設置された【754・755】。また従来の機関のうち評議会は教育研究評議会に改編されたが、部局長会議については特に改編は行われなかった【756・757】。

総長の選考に関しては、国立大学法人化により選考方法が全面的に改められた。法人化以前は学内投票で 1 位であった者が総長に選任されたが、法人化後は学外者を含む総長選考会議が総長の選考を行うこととなった【758】。選考は経営協議会・教育研究評議会から推薦された候補者について学内意向投票を行い、その上位 3 名から総長選考会議が決定することとされた【759】。総長の任期は中期計画の期間に合わせて 6 年と定められた【760】。また役員のうち理事は任期 2 年で再任されることができるとされた【761】。加えて、国立大学法人法には規定されていないが既設の総長特別補佐を引き続き置くこととし、その選考等に関する規則も定めた【762】。

法人化により職員の身分は国家公務員から法人職員となった。これにともない、就業規則は各国立大学法人が個別に定めることとなり、九州大学でも

新たに就業規則を制定した【763】。教員の任期制については、理系の研究院と附置研究所・産学連携センターのすべての職と、経済学研究院と病院の一部の職で導入された【764】。教員人事についての通則として、教員人事規則もあわせて定められた【765】。教育研究評議会では、「教員人事の基本方針」として、他大学出身者や女性・外国人等を積極的に採用する方針等が打ち出された【766】。

国立大学法人九州大学が成立した当日付で、総長から「法人化を越えて」と題するメッセージが発せられた。この中では、社会貢献の重要性が強調され、九州大学の行動計画である「4+2+4 アクションプラン」と法人化後の運営体制を解説し、教職員の意識改革の必要性等を訴えている【767】。

第 2 節　学際大学院・専門（職）大学院の設置

2001（平成 13）年 6 月、国の司法制度改革審議会は司法制度改革に関する意見書をまとめ、その中で法科大学院での法曹養成等を提言した。これを受けて九州大学でも法科大学院設置に向けた検討を開始し、2003 年 6 月法科大学院の設置計画書を提出した【768】。九州大学の法科大学院は 2004 年度の設置が認可され、大学院法務学府として設置された【769】。

2009 年 4 月、大学院統合新領域学府が設置された。統合新領域学府は、学問の細分化によって生み出された膨大な知を再編成し、統合的な新しい科学的な知や価値を追求して、現代の重要課題の解決やそのために必要な人材の育成をはかることをめざすものとされた。初年度にユーザー感性学・オートモーティブサイエンスの 2 専攻が設置され、2011 年度にライブラリーサイエンス専攻が増設された【770・771】。

1999 年 9 月 14 日、大学院設置基準の一部が改正され、「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を専ら養うことを目的」とする専門大学院を設置することができることとなった。九州大学では 2000 年 7 月、大学院

医学系学府に専門大学院として医療経営・管理学専攻を設置する計画書を提出し、これが認められて 2001 年度に設置された【772】。ついで 2002 年 7 月、大学院経済学府に産業マネジメント専攻を設置する計画書を提出し、2002 年度に設置された【773】。九州初のビジネス・スクールであり、国立大学では商科大学・商業大学を前身とする一橋大学・神戸大学に次いで 3 番目の設置であった。

2002 年 11 月 29 日、法律第 180 号により学校教育法の一部が改正され、「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするもの」を専門職大学院とすることとなった。従来の専門大学院は専門職大学院に移行した。九州大学では専門職大学院として、大学院人間環境学府に実践臨床心理学専攻を設置することを計画し、2005 年度に設置された【774】。専門職大学院の一種とされた法科大学院（法務学府）とあわせて、九大の 4 つの専門職大学院は 2006 年に専門職大学院コンソーシアムを設立し、相互の連携により新たな教育・研究プログラムを展開することとした【775】。

第 3 節　研究所・学内共同教育研究施設等の再編と新設

文部科学省は 2007（平成 19）年度より、世界から第一線の研究者が集まる、優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成をめざし、「世界トップレベル研究拠点プログラム」を開始した。2010 年度は低炭素社会への貢献が期待される環境領域で公募が行われ、九州大学のカーボンニュートラル･エネルギー国際研究所が全国で唯一採択された。同研究所は低炭素排出、経済効果の高いエネルギーシステムの構築、エネルギー効率の向上をめざす基礎研究を実施することによる、環境調和型で持続可能な社会の実現を目的とし、米国イリノイ大学にサテライトオフィスを置く国際研究所として同年 12 月設置された【776】。

2011 年 4 月、産業技術数理研究センターを改組拡充してマス・フォア・インダストリ研究所が、附置研究所として設置された。マス・フォア・インダストリとは、純粋・応用数学を新しく融合・再編し、産業界の要請に応えることで生まれる、未来技術の創出基盤となる数学の新研究領域であり、同研究所は日本で 3 番目の数学系研究所となった【777】。

国立大学法人化後も、九州大学では数多くの学内共同教育研究施設の新設や、既設の施設の改組が行われた。法人化初年度の 2004 年度には、水素利用技術研究センターが設置された【778】。2005 年度には未来科学創造センター【779】、バイオアーキテクチャーセンター【780】、鉄鋼リサーチセンター【781】、大学文書館【782】、デジタルメディシン・イニシアティブ【783】が設置された。2006 年度は低温センター【784】、高等教育開発推進センター【785】、2007 年度は産業技術数理研究センター【786】、加速器・ビーム応用科学センター【787】、フロンティア研究センター【788】が設置された。2008 年度の新設は炭素資源国際教育研究センター【789】のみであったが、翌 2009 年度には感性融合創造センターを改組した感性融合デザインセンター【790】、水素利用技術研究センターを改組した水素エネルギー国際研究センター【791】、シンクロトロン光利用研究センター【792】、先端融合医療創成センター【793】、伊藤プラズマ乱流研究センター【794】が設置された。2010 年度は有体物管理センター【795】、分子システム科学センター【796】、日本エジプト科学技術連携センター【797】、応用知覚研究センター【798】、プラズマナノ界面工学センター【799】、先端医療イノベーションセンター【800】、EU センター【801】、免疫機構研究センター【802】、環境発達医学研究センター【803】、癌幹細胞研究センター【804】が相次いで設置された。2011 年度の設置はさらに増え、リスクサイエンス研究センター【805】、ヌクレオチドプール研究センター【806】、エピゲノムネットワーク研究センター【807】、アジア保全生態学センター【808】、ヒトプロテオーム研究センター【809】、創薬育薬最先端研究基盤センター【810】、ユヌス&椎木ソーシャ

ル・ビジネス研究センター【811】、バイオメカニクス研究センター【812】、次世代燃料電池産学連携研究センター【813】、合成システム生物学研究センター【814】の 10 施設が設置された。

2000 年に設置された全学教育機構に始まる機構については、法人化により制定された学則の中で、「特定の重要事項に関し、企画、実施又は推進する組織」として位置づけられた。全学教育機構は 2006 年廃止されて高等研究機構が設置された【815】。高等教育機構は 2010 年度から学術研究支援機構に改称され、2011 年 4 月には産学連携推進機構とともに再編されて学術研究推進支援機構が設置された【816】。

また学則では、「特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く」と定められた。この推進室等として、2004 年度に教育改革推進室【817】、研究戦略企画室【818】、大学評価情報室【819】、安全衛生推進室【820】が設置された。教育改革推進室は 2006 年 5 月に教育改革企画支援室に改組された【821】。

第 4 節　中期目標・中期計画

国立大学法人法第 30 条・第 31 条により、各国立大学法人は 6 年を 1 期とする中期目標・中期計画を策定し、それを実行することが義務づけられた。第 1 期中期目標・中期計画の開始は、法人化が行われた 2004（平成 16）年 4 月 1 日からであった。九州大学では、日本の基幹大学として、「新科学領域への展開」「アジアをテーマとする研究」を推進し、世界最高水準の教育研究拠点をめざすなどとした中期目標を設定し、目標実現のための施策を具体化した中期計画を策定した【822】。中期目標・中期計画は各部局においてもそれぞれ策定された。

第 1 期中期目標期間は 2010 年に終了した。終了後、国立大学法人評価委員会による達成状況評価で、九州大学は「研究に関する目標」「業務運営の改

善及び効率化に関する目標」で「非常に優れている」と評価されたほか、その他のすべての項目において「おおむね良好」以上の評価を得た【823】。

第 5 節　管理運営体制と財政

国立大学法人化により大学の運営の独自性は増したが、運営体制の改革や財源の確保に追われるようにもなっていった。九州大学でもさまざまな施策を試み、法人化後の教育研究体制・管理運営体制の確立や財政の安定を図った。

教育研究体制に関しては､教員個人への支援･表彰等の制度が導入された。法人化初年度の 2004（平成 16）年度には､「4+2+4 アクションプラン」の実行として､「研究スーパースター支援プログラム」を開始した【824】。また、2007 年度からは、高額の科研費や受託研究費等の獲得や、教育に顕著な貢献をした教員に対して報奨金を授与する制度も導入した【826】。

教育体制については、2006 年に教育審議会と全学教育機構委員会を統合・再編して高等教育審議会を発足させ、学部・学府教育やファカルティ・ディベロップメントの基本方針等を審議することとした【825】。また第 1 期中期目標・中期計画に、全学教育に関しては全学の全教員が出動する体制を確立することが盛り込まれたことから、2007 年度より実施することとし、その規則も定められた【831】。

教員組織に関し、2007 年度に「三位一体の改革」と称し、教員組織の編制・学内配分方式・人員管理方式に関する改革が実施された【827】。この改革では、学生定員や学位の種類等に変更が伴わない教員組織の改編については、学内での審議過程を簡素化し、部局の意志決定の迅速化を図った【828】。教員人事（人件費）の管理方式については、部局ごとに「人員のポイント総数」と「人件費積算額」を設定し、これにより部局の組織改革や活性化の推進を図った【829】。こうした改革にともない、講座や学科目に代わる教員組織の

編制が必要となったことから、そのための規則も制定された【830】。2009年からは、「大学運営上の課題に係る総合的な人事制度、人員管理及び人件費計画等に関する重要事項を審議する」全学の人事委員会も発足した【832】。

第4章　社会状況の変化への対応

第1節　情報公開と個人情報保護

1990年代以降、行政機関に対しては情報公開や説明責任が要求されるようになり、情報や文書の適切な管理が必要となっていった。一方で、コンピュータの普及により社会の情報化が急速に進むと、個人に関するさまざまデータもコンピュータによる管理が行われるようになった。このことは利便性をもたらす一方で情報流出の可能性の拡大をともなうこととなり、個人情報の保護が重要な課題となっていった。

情報公開に関しては、九州大学においては、2000（平成 12）年に情報公開委員会を設置し、行政文書の開示に関する事項を審議することとした【833】。翌2001年度には「行政文書管理規程」を制定し、行政文書の管理体制を整え、文書の類型ごとに保存期間を定めた【834】。同時に情報公開取扱要項を制定し、行政文書の開示手続きを定めた【835】。

国立大学法人化後の 2005 年には「個人情報管理規程」を制定して、学内に個人情報総括保護管理者等の個人情報保護の担当者を置いて保護責任を明確化するとともに、個人情報流出の防止策を行うことを定めた【836】。また、「個人情報開示等取扱規程」により、個人情報の開示に関する手続きを定めている【837】。また、法人化にともなって行政文書は「法人文書」となったが、2011年度からは法人文書管理規程が全面的に改められ、保存期間が終了した文書は大学文書館に移管または廃棄することが定められた【838】。

第 2 節　ハラスメント対策と不祥事への対応

1980 年代終わり頃から、性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント、セクハラ）が社会的に認知されるようになり、こうした行為が処罰の対象となっていった。セクハラは大学でも重大視されるようになり、九州大学では 1998（平成 10）年 7 月、「セクシュアル・ハラスメントの防止のための指針」を定め、防止のためのさまざまな対策を実施することとした【839】。同時に「セクシュアルハラスメントの防止に関する規則」を制定し、防止委員会と相談窓口を設けた【840】。

2004 年の国立大学法人化以前は、国立大学の職員は国家公務員であり、懲戒処分は国家公務員法に基づいて行われていた。法人化後の職員の身分は国家公務員から法人職員となったため、法人化と同時に職員懲戒規程を制定し、国家公務員法に準じた処分を行うこととした【841】。

1990 年代終わり頃から、セクハラに加えて、教員など指導する立場にある者が学生などの指導される立場にある者に対して理不尽な行為を行うアカデミック・ハラスメント（アカハラ）が問題視されるようになった。九州大学でもセクハラ・アカハラを繰り返した教員が諭旨解雇処分になるなど、重大な事案も発生していた。こうしたことから九州大学ではセクハラ・アカハラ対策として、学生に赤・黄のカードを配布し、教員に対して学生から警告を発しやすくした【842】。また、こうした問題はプライバシーに関わることもあり公表の是非が問われるため、2006 年に「懲戒処分の公表基準」を定め、懲戒処分を原則公表とする一方、被害者等のプライバシー等を侵害する恐れがある場合には公表しないこととした【843】。

法人化後、外部資金獲得の重要度が増していくにつれ、研究不正行為も増加していった。このため 2006 年 9 月、九大で研究に従事するすべての者が守るべき、研究不正を行わない・不正に荷担しないなどの行動基準や不正防止のための遵守事項を示した「研究者のための行動基準」を定めた【844】。

また、同年 10 月には研究不正防止規程を制定し、研究不正申立窓口を設置して、不正行為が認定された場合にはこれを公表することとした【845】。同時に研究不正防止委員会を設置して、不正の調査にあたらせることとした【846】。

第 3 節　男女共同参画の推進

1999（平成 11）年 6 月 23 日、男女が社会のあらゆる分野における活動に参画できる社会の形成をめざす男女共同参画基本法（法律第 78 号）が公布・施行された。九州大学では国立大学法人化と同時に、「女性職員の保護措置に関する規程」により妊娠中の就業制限や産休に関する規定を定めるとともに、男女共同参画推進のための具体的方策の実施を支援するため男女共同参画推進室を設置した【847・848】。

2006 年 11 月、「九州大学の男女共同参画推進について」により、九州大学の男女共同参画の基本理念と、就学・就業環境の整備や教員の男女比率の改善等の基本方針、その実現のための取り組みを打ち出した【849】。翌 2007 年 7 月からは女性研究支援室を置くなどの女性研究者プログラムを開始し、2009 年度からは学内に乳児保育室を設置するなど、男女共同参画実現のための具体的な施策を実施している【850・851】。

第 5 章　国際化の進展

第 1 節　九州大学の国際戦略

九州大学では戦前からさまざまなかたちで国際協力を行っており、その事例は枚挙にいとまがないほどである。1988（昭和 63）年度に国際協力事業団（JICA）の委託により始まった歯学部の歯学研修コースは、2003（平成

15）年度から歯学教育研修コース、2008 年度から口腔健康科学教育研修コースとなり 2010 年度をもって終了したが、この間発展途上国 51 か国から 242 名の研修生を受け入れた。20 年以上にわたって続けられた、代表的な国際協力の事例である【852】。

大学の国際化は 21 世紀に入るとますます重要視され、大学の将来計画においても最重要項目に位置づけられるようになった。九州大学では 2002 年に、学術の国際交流、留学生の送出と受け入れ、アジア研究の推進のため、学内共同教育研究施設等から構成される国際交流推進機構を設置した【853】。さらに国立大学法人となった 2004 年、国際交流推進室を設置し、国際交流の将来戦略策定や研究者・学生交流の推進にあたらせることとした【854】。

九州大学がその国際戦略において重視する対象としたのは、アジア地域であった。法人化後の 2004 年 10 月、総長名で「九州大学の国際戦略・アジア重視戦略について」を発表し、「アジアの人材がアジアで研究活動を展開し得る環境を整え、研究活動で欧米に比肩し得る実績を上げる」ことを目標として掲げた【855】。2005 年 7 月には、現代アジア研究と政策提言を目的としたアジア総合政策センターを設置した【856】。

歯学部の歯学研修に代表される国際協力事業は、その後も JICA 等からの委託などにより各部局で実施され、その件数は増加の一途をたどっている。こうしたことから九州大学ではその一層の推進を図るため、2009 年に「国際産学官連携ポリシー」を定めて、推進体制を構築することなどを明確化した【857】。

第 2 節　学術交流の拡大

1981（昭和 56）年、ボルドー第一・第二・第三大学（フランス）との間に初めて国際学術交流協定を締結して以来、九州大学が交流協定を締結した大学の数は急速に増加していった。その数は、国立大学法人化前の 2003（平

成 15）年 10 月の段階で、大学間交流協定が 10 か国・地域 36 機関、大学間学生交流協定が 9 か国・地域 30 機関、部局間交流協定が 27 か国・地域 105 機関にのぼり、その後もさらに増加していった。

国際学術交流の拡大にともなって、その活動を推進する施設も必要となってきた。2001 年 10 月、早良区西新の旧制福岡高等学校外国人教師宿舎跡地に、国際学術交流の推進や情報発信の場として国際研究交流プラザが設置された【858】。また、2004 年の国立大学法人化と同時に、ロンドン・カリフォルニア・ミュンヘン・ソウルに海外オフィスを設置し、海外企業等との共同研究等の促進・支援、海外における学術情報の発信・収集を開始した【859】。こうした交流の拡大により、外国の政府機関・企業・大学との間で法的な問題を処理する必要性も増大したため、2011 年に国際法務室を設置し、法務支援にあたらせることとした【860】。

第 3 節　学生交流の拡大

九州大学は戦前から多数の留学生を受け入れてきたが、1980 年代以降その数は急激に増大し、2004（平成 16）年には 1000 人を超えた。こうした状況に対応するため 1993 年、東区香椎浜に新たに外国人留学生・外国人研究者の宿泊施設を建設し、隣接する留学生会館と合わせて国際交流会館とした【861】。また 1997 年、従来の「大学院外国人学生に関する規則」を見直し、出願時の提出書類に関する規程等を整備した新しい規則を制定した【862】。

2004 年の国立大学法人化後、九州大学はさらに積極的に留学生の受け入れを図るようになった。2009 年には教育国際化推進室を設置し、教育国際化戦略の策定や学生交流の推進等にあたらせることとした【863】。また同年、九州大学が国際化拠点整備事業（グローバル 30）に採択されたことから、その実施のため国際教育センターを設置した【864】。九州大学ではグローバル 30 の中核的な事業として、2010 年度より英語による授業のみで学位を取得でき

る学士課程国際コースを設置し、同年 10 月 1 日その第 1 回入学式が行われ、14 か国・地域から 25 名が入学した【865】。

第 4 節　アジア学長会議

2000（平成 12）年 5 月、九州大学は世界 7 か国 8 大学に呼びかけ、個々の大学が個別に模索している多くの共通課題を議論し、知的存在感のある大学をめざした提言を行うことを目的として、「大学サミット・イン・九州」を開催した【866】。参加した 9 大学は、大学の役割、大学の教育・研究目標、国際交流等に関する共同宣言を採択した【867】。

さらに同年 12 月、九州大学のほか 4 か国 9 大学が参加して「アジア学長会議」が開催された。この会議では「21 世紀におけるアジアの大学のあり方について」などのテーマで議論が行われ、新聞でも大きく取り上げられた【868・869】。会議は翌年第 2 回が九州大学で開かれた後、アジア各国で開催され、2011 年の第 8 回まで続いた。

第 6 章　情報サービスの拡大

1980 年代後半になると、電子メールなどコンピュータネットワークを使用した情報化が急速に進展するようなった。それは家庭においても職場においても同様であり、大学においては、教育・研究・業務いずれの場面でも、文系理系を問わず、すべての学生・教職員にとってコンピュータが必須となっていった。

九州大学では情報化に対応するため、1994（平成 6）年 1 月、全学に LAN を整備し総合情報通信システム運用センターを設置して、1994 年度から総合情報伝達システム（KITE）の運用を開始した【870】。

情報技術はその後も急速に発達していき、これに対応するため 2000 年 4

月、学内の情報関連の 4 施設（中央計数施設・大型計算機センター・情報処理教育センター・総合情報通信システム運用センター）等を統合して情報基盤センターを設置した【871】。

情報基盤センターでは、学内の情報基盤の整備や情報教育を進めたほか、2006 年度から「九州大学オープンコースウェア事業」を開始し、授業の資料を無償で公開するなど、社会貢献にも積極的に取り組んでいった【872】。こうした学内外への情報基盤関連サービスを一手に担う組織として、2007 年 4 月、情報基盤センターを改組した情報基盤研究開発センター、新設の情報環境整備推進室、事務局の情報システム部から構成される情報統括本部が設置された【873～875】。

第 7 章　社会連携の強化

第 1 節　産学連携の強化

1995（平成 7）年、「科学技術基本法」が制定され、同法に基づき翌 1996 年「科学技術基本計画」が閣議決定された。「科学技術基本計画」では産学官の連携・協力が 1 つの柱とされ、これにより産学連携が国立大学においても推進されることとなった。これを受けて九州大学では、1996 年 3 月にベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを設置して、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発の推進などを図ることとした【876】。1998 年 5 月には全学的に産学連携を推進するため、産学連携推進機構を設置した【879】

また国立大学における産学連携推進の一環として、それまで国家公務員であるため厳しく制限されてきた国立大学教官の兼業が法改正により緩和され、営利企業における研究開発等の兼業も認められることとなった。九州大学では 1997 年 3 月の評議会で「九州大学における兼業の取扱いについて」を定

め、兼業の審査基準を示し、各部局教授会等が兼業の可否を審査することとした【877】。こうした営利企業等との兼業は産学連携を推進する反面、職務執行の公正さに疑惑を招くおそれもあるものである。九州大学ではそのような事態を防止するため、1998 年 3 月「九州大学教員の関係業者等との接触に関する倫理規則」を制定・施行した【878】。

産学連携推進が国の施策として、また大学の役割として重視されるようになるなかで、大学として特許を取ることも重要となってきた。九州大学では 1980（昭和 55）年に発明規則を制定していた（資料編Ⅱ－646）が、2000（平成 12）年これを全部改正し、それまで全学の委員会のみであった発明委員会を各部局にも置き、発明の審査を迅速に行えるようにするなど、産学連携の進展に適応する内容に改めている【880】。さらに同年、産学連携推進委員会を設置するとともに、技術移転推進室を設置し、全学を挙げて産学連携を推進する体制を整備した【881・882】。2002 年には産学連携推進機構の長を総長とし、産学連携体制をさらに強化した【883】。

2003 年 3 月 3 日、九州大学は大日本インキ化学工業株式会社と初の包括的研究契約（包括連携協定）を結んだ【884】。それまでの産学連携は、教官個人が企業等から研究を受託するかたちをとるのがほとんどであったのが、包括連携は九大が全学的に教官を組織し、大学全体として企業等と連携した研究を行うというものであった。この新しい産学連携のあり方は、のちに組織対応型連携と名称を変え、企業だけでなく公的機関等との間でも行われるようになり、多くの企業から好評を得るようになった【890】。

2003 年 10 月 1 日、九州大学・九州芸術工科大学は統合され、これにともない、両大学でそれぞれ産学連携を推進してきた先端科学技術共同研究センターと地域共同研究センターも統合され、産学連携センターが発足した。産学連携センターには、先端科学技術共同研究センターのリエゾン部門とプロジェクト部門に、地域共同研究センターが加わるかたちでデザイン総合部門が置かれ、客員部門が新設された【885】。また同時に、技術移転推進室を拡

充改組し、知的財産本部を設置した（規則の制定は翌年の国立大学法人化に合わせて行われた）【886】。

2004 年 4 月の国立大学法人化後は、大学における発明は、原則として大学に帰属することとなった。このため、各国立大学は「知的財産ポリシー」を制定して、知的財産の取扱いとその技術移転の方針等を定めることとなった。九州大学でも法人化に備えて 2003 年度最後の評議会で「知的財産ポリシー」を制定した【887】。

産学連携がさらに拡大していくなかで、同時に生じる可能性が拡大していったのが、教職員が企業等との関係で有する利益や責務が大学のそれらと相反する「利益相反」問題であった。九州大学では「知的財産ポリシー」と同時に「利益相反ポリシー」を定め、そのマネジメントに取り組むこととした【888】。2005 年 8 月には利益相反マネジメント要項を制定して、利益相反マネジメント委員会を設置するなどマネジメント体制を整えた【889】。また、2009 年度から新しい産学連携の制度として、委託者が経費を負担して、職員から業務に関する助言・指導を受ける「技術指導」も開始された【891】。

第 2 節　地域社会との連携

大学は戦前期からすでに公開講座等のかたちで社会との関わりを持つように努めてきたが、産学連携が進められていくなかで、より一層の社会貢献・社会連携も求められるようになっていった。

九州大学では 1994（平成 6）年に地域住民の要望を受けて入館証を発行するなど、図書館の開放を進めた【892】。また、2000 年度からは教官が高校で「出前講座」を開催する、あるいは高校生に大学の講義や実験を体験させる「ゼロ年次教育」を本格化させるなどした【893】。

2004 年の国立大学法人化に合わせて社会連携推進室を設置し、社会連携推進戦略の立案を行わせるとともに、自治体等との連絡窓口とした【895】。前

節で見た包括連携（組織対応型連携）協定が自治体等との間でも結ばれたほか、さまざまなかたちで九大は地域社会の中での活動を積極化していった。

このように、九州大学の側から社会に対する支援活動が活発化すると同時に、社会の側からの大学への支援も特に財政的な点で必要とされるようになった。とりわけ国立大学法人化により国からの運営費交付金以外の外部資金の獲得が求められるようになると、学外からの支援の獲得は重要な課題となった。法人化前の 2001 年 11 月、教職員・卒業生からの寄付金をもとに、九大の教育・研究活動や国際交流・施設整備等への助成を行うことなどを目的とする財団法人九州大学後援会が設立された【894】。法人化後の 2004 年 7 月からは、九大に対する貢献のあった学外者・学外団体に対し感謝状を贈呈することとした【896】。

こうした支援を求める対象として最も重要なのは、卒業生であった。そこで 2006 年から卒業生の母校訪問イベントとして「ホームカミングディ」を開催し、愛校心を育んでもらうこととした【897】。

このような努力の結果、大口の寄付者も現れるようになった。2008 年、公益財団法人稲盛財団から稲盛財団記念館が寄付された【898】。また、創立百周年を記念して建てられた「椎木講堂」も、三洋信販株式会社創業者椎木正和から寄贈された。

第14編　伊都キャンパスへの統合移転と病院地区の再開発

第１章　キャンパス統合の模索

第１節　キャンパス移転の背景

春日原米軍基地跡地への全学移転は実現せず、大学院総合理工学研究科と

附置研究所等の移転に止まった。九州大学では、箱崎地区の敷地拡張等が困難であることから、他の移転候補地を検討していた。候補地としては宗像市なども挙がっていたが、1990（平成 2）年 6 月 29 日の評議会で、福岡市が計画する博多湾人工島のうち、50ha の土地の確保を要望することが了承された【899】。しかしこれは全学移転に要する面積が確保できないため、翌年福岡市西部の丘陵地 250ha に候補地が変更された【900】。これを受けて 1991 年 6 月 17 日の福岡市議会で九大移転に関する質疑が行われ、市側は市内への移転を要望し、市として移転に協力し、移転後の跡地整備を行う方針を示した【901】。

第 2 節　キャンパス移転の決定

1991（平成 3）年 9 月、移転先を福岡市西区元岡地区とする方向で学内での最終的な検討に入った【902】。10 月には元岡・桑原地区を移転第 1 候補地とすること、六本松・箱崎両地区を当面の移転対象とし、病院地区については除外する方針を示した新キャンパス移転構想（学長試案）が発表された【903】。

移転先が元岡・桑原地区に決定され、1993 年 1 月 29 日には福岡市に対して、キャンパス用地取得の協力要請が行われた。これを受けて 3 月 10 日の福岡市議会では、移転スケジュール、インフラ整備、跡地の利用計画、移転に伴う農業問題、移転用地の確保の進め方、移転用地の埋蔵文化財の取扱い、新キャンパスと地域の関係等、移転に向けて重要な課題となる諸点に関する質疑が行われている【904】。

用地取得の要請を受けた福岡市は、移転予定地域内の地権者との交渉を開始し、12 月の評議会で全地権者からの同意が得られたことが報告された【905】。翌 1994 年 6 月の評議会では、移転に伴い箱崎地区・六本松地区・農場地区等の処分を行うことが了承された【906】。1996 年 12 月にはキャン

パスの全体構想とキャンパス間の連携を調査審議するキャパス検討委員会が設置された【907】。

こうしてキャンパス移転が決定され、その具体化に向けて動き出したが、一方で、学内からは移転に対する疑問や反対の声も出始めていた【908】。

第 2 章　キャンパス造成の開始

第 1 節　「造成基本計画」の策定

1993（平成 5）年 8 月、学内に新キャンパス計画推進室が設けられ、新キャンパス計画専門委員会の支援と計画推進を担当させることとした（学則に規定される推進室としての規則制定は 2004 年）【909】。新キャンパス計画委員会と新キャンパス計画推進室では造成基本計画の策定に取りかかり、1998 年 5 月計画案が評議会に提出され、了承された【910】。新聞ではこの計画を受けて、魅力的な大学町を形成するには大学内外でのオープンな議論が必要などとする論評がなされている【911】。

移転後の大学跡地をどのように利用するかもキャンパス移転の重要な課題であった。国有財産九州地方審議会は 1998 年 12 月、都市環境の改善や市民の福祉・生活改善、広域拠点の形成、中枢都市としての機能充実につながるような活用を図るとする「九州大学移転跡地の利用に関する基本方針について」をまとめた【912】。

このようにキャンパス移転計画は具体化されていったが、疑問や反対の意志を示す学生も少なくなかった【913】。

第 2 節　マスタープランの策定

1998（平成 10）年 12 月、福岡市土地開発公社によるエリアの先行取得が

完了し、翌 1999 年 7 月には「アカデミックゾーン内のゾーニングと移転順序」が決定された。2000 年 2 月、「新キャンパス・マスタープランの基本的考え方」が決定され、これに基づき 1 年余りの検討を経て 2001 年 2 月、「新キャンパス・マスタープラン 2001」がまとめられた。

マスタープランは、大学キャンパスとして求められる土地利用等の空間構成と交通等の骨格形成の方針を示したもので、これに基づきその後の地区基本設計の管理運営方針が決められていくこととなった【914】。

第 3 節　キャンパス造成の開始と環境・文化財の保全問題

キャンパス移転に向けた動きが進んでいくなかで、大きな問題とされたのが環境と文化財の保全問題であった。

新キャンパス予定地はほとんどが山林であり、また周辺の農地の水源地でもあったため、環境破壊の懸念があった。マスタープランでは、保全緑地を広く設けることで、こうした問題を解決することとした【914】。

また、予定地は多数の遺跡が点在する地域でもあった。このためキャンパス造成により貴重な遺跡が破壊されることに対する懸念があり、九州考古学会は 1998（平成 10）年 11 月、遺跡保存に関し「最高学府にふさわしい高い見識」を示すことを求める要望書を提出した【915】。これより前、予定地ではすでに発掘作業が開始されていたが、新たに重要な遺構や遺物が発掘されたこともあり、将来計画小委員会では 2000 年 5 月、「新キャンパス用地等における埋蔵文化財の取扱いの基本的考え方」を策定して文化財の保存活用の方針を示した【916】。

2001（平成 13）年 6 月、新キャンパスの造成工事が着工された。しかし移転に関わる問題がすべて解決したわけではなく、さまざまな問題を残しながらの着工でもあった。バブル経済崩壊後の不景気がなかなか改善せず、2004 年には国立大学法人化を控える中での着工であり、こうした問題がしば

しば新聞紙上でも指摘されている【917】。

第 3 章　統合移転の開始

第 1 節　工学部等の移転

2002（平成 14）年 3 月、工学系地区 50.5ha の造成が完了し、翌 2003 年 1 月、建物の建設が開始された。2005 年 4 月、新キャンパスの名称を「伊都キャンパス」とすることが決定され、5 月にはウエスト 3・4 号館が完成し、ここに工学部等が移転して 10 月に開校することとなった。

開校を 1 週間後に控えた 9 月 24 日、『西日本新聞』は伊都キャンパスが地域と共生する「知の拠点」となることを期待する社説を掲載した【918】。一方『日本経済新聞』は、開校前日に教職員・学生、地元住民、箱崎地区住民の期待や不満の声を掲載している【919】。

2005 年 10 月 1 日、伊都キャンパス誕生記念式典が開かれ、新キャンパスが開校した。式典では梶山千里総長が挨拶し、伊都キャンパスを地域社会に開かれた 21 世紀型キャンパスとすることなどを表明した【920】。

第 2 節　六本松地区の移転

工学系に続き 2009（平成 21）年 4 月、六本松地区が伊都キャンパスセンターゾーンに移転した。当初六本松地区は箱崎地区に暫定移転したのち伊都キャンパスに移転する計画であったが、その計画は見直され、六本松から伊都へ直接移転することとなった【921】。

六本松地区は、面積は狭いながらも都心に近い一等地であり、福岡市は 2007 年 5 月、裁判所等の移転による法曹機能と、商業・住宅機能を核とする跡地利用計画を策定した【922】。六本松地区は UR 都市機構に売却され、

整備が進められることとなった。

六本松地区の移転に伴い、田島寮は閉鎖されることとなった。2008 年 7 月 5 日、最後の寮祭が行われ、「樽神輿」を担いだ寮生たちが市内を練り歩いた【923】。このほかにも、旧制福岡高等学校以来の六本松キャンパス閉鎖を惜しむさまざまな行事が、翌年にかけて開かれた。

2009 年 4 月 6 日、伊都キャンパスセンターゾーン・オープニングセレモニー・記念式典が開かれ、有川節夫総長が挨拶した【924】。六本松キャンパスはその後約半年間、一部機能が残されていたが、9 月 29 日閉校式が行われ、旧制福岡高等学校以来の 90 年近い歴史に幕を下ろした【925】。

2010 年 4 月、統合移転事業と伊都キャンパスの整備を推進するため統合移転推進室が設置され、これと企画部統合移転推進課により構成される統合移転推進本部が新たに置かれた【926・927】。

第 4 章　病院地区の再開発

第 1 節　再開発の決定

病院地区では 1980 年代の終わり頃になると、築後 30～40 年を経過した病院施設の老朽化・狭隘化等が目立つようになり、施設問題の解決が喫緊の課題となっていた。医学部では 1991（平成 3）年 3 月、附属病院の再開発基本計画を策定し、国際的に最高水準の先進医療・総合医療を行うことができる施設の整備をめざすこととした【928】。

一方この時期は、九州大学として元岡・桑原地区へのキャンパス移転を行うことが検討されていた時期であった。同年 10 月に移転は当面箱崎・六本松地区のみで行うことが決定され、病院地区は現地再開発の方針がとられることとなった。しかし学内外の一部には他学部とともに移転すべきとする意見もあった。こうした意見は文部省にも伝わり、学内の意見不統一を理由に

再開発の開始が認められないこととなった。総長からも病院が移転できない理由を検討するよう指示があり、医学部では再開発の検討経緯と移転できない理由をまとめた書類を提出した【930】。

このような状況になったことに対し医学部同窓会は、1994 年 7 月の評議委員会で、「移転せず現在地において再開発を計る」との規定方針を堅持するよう決議した【929】。9 月の全学の将来計画小委員会で現地再開発の方針が確認され、学内的にはこの問題はほぼ決着したが、学外からの移転の働きかけはその後も続いた。翌 1995 年 1 月には福岡市医師会が現地再開発の要望書を総長に提出し、2 月には福岡県医師会も現地再開発を望む会長声明を発表して、現地再開発の方針を後押しした【931・932】。

1995 年 3 月 20 日の評議会で、医学部附属病院の現地再開発が承認され、これにより問題は最終的に決着した。文部省もこの方針を了承し、再開発は 1996 年度から開始されることとなった【933】。

第 2 節　「九州大学病院」の発足

医学部附属病院の再開発計画が進むなか、歯学部附属病院との統合が検討されたが、統合との結論には至らなかった。2001（平成 13）年 6 月、医学部附属病院長より歯学部附属病院長に、統合を含めた両院の将来構想に関する検討の提案があり、検討を経て同年 12 月、「医学部附属病院と歯学部附属病院の将来構想に関する基本合意」が両学部教授会で承認された。これに基づき、両学部に生体防御医学研究所を加えて統合に向けての具体的検討が行われ、各学部・研究所教授会で統合が決定されて、2 月 13 日に学部長・研究所長と附属病院長が「統合に関する基本合意事項」に調印した【934～936】。

3 附属病院は 2003 年 10 月 1 日に統合し、九州大学医学部・歯学部・生体防御医学研究所附属病院となり、「九州大学病院」と称することとなった。別府地区の生体防御医学研究所附属病院は別府先進医療センターと改称された

【937】。

1998 年度に開始された附属病院の再開発は、2009 年に工事が完了し、同年 9 月に新病院が完成・開院した。これより先、病院地区では 2007 年 3 月にフレームワーク検討会を設置し、2010 年 2 月、50 年後を目標とする「病院地区フレームワークプラン」を策定した【938】。

第 15 編　「知の新世紀を拓く」

第 1 章　九州大学の課題と将来構想

第 1 節　高等研究院・基幹教育院の設置

2009（平成 21）年 10 月、高等研究院が設置された。高等研究院は、九州大学の研究者のうちきわめて高い研究業績を挙げている者と、次世代を担う若手研究者が、高度な研究活動を展開する場として全学的な組織として設置されたものである。研究院には栄誉教授・特別主幹教授が置かれ、若手研究者がテニュアトラック制で採用された【939】。

教養部廃止後、九州大学の全学教育はまず大学教育研究センターが、その後改組されて全学教育機構のもとに高等教育総合開発研究センター・高等教育開発推進センターが担っていたが、2011 年 10 月、新たに基幹教育院が置かれ、全学教育を担当することとなった【940】。基幹教育院は 2014 年度より全学教育に代わる基幹教育を開始した。

第 2 節　国際化拠点整備事業

文部科学省は 2009（平成 21）年度より、新規事業として国際化拠点整備

事業（グローバル 30）を開始した。これは各大学の機能に応じた質の高い教育の提供と、海外の学生が日本に留学しやすい環境を提供する構想のうち、30 大学を選定してその構想を支援しようというものであった。九州大学は九州地区からは唯一、他の 12 大学とともに採択された【941】。

この事業は日本の大学の国際化を進め、国際競争力を強化することがその主要な目的であったが、一方で国立大学法人化以降は運営費交付金が毎年 1%ずつ減額されるなど、大学の教育・研究への投資は減少し、高等教育への公財政支出の割合は OECD 諸国の中で最下位という状況であった。この状況を危惧した九州大学をはじめとする 9 大学の総長は 2010 年 3 月、若手研究者の育成や大学の国際競争力の強化等の政策課題に早急に取り組むよう求める提言を連名で発表した【942】。

しかしこうした努力にもかかわらず、高等教育への財政投資が増加することはなかった。国際化拠点整備事業も 2010 年、行政刷新会議の「事業仕分け」の対象となり、「一旦廃止」との結論が出された。これに対し各大学の構想責任者は連名で、廃止すれば国際社会の信用を失うことになるため再考するよう求める要望書を提出した【943】。経済界などからの支持もあり廃止は免れたが、事業は「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」に組み替えられた。

第 3 節　九州大学学術研究都市構想

九州大学伊都キャンパス移転は、単に大学を移すということのみならず、大学を中心とした新たなまちづくりを合わせて行うことが構想された。それは「九州大学学術研究都市」と命名され、1998（平成 10）年 5 月、その推進協議会が設立された。推進協議会は 2001 年 6 月、「共生社会の実現」「世界・アジアとの交流」など 4 つの理念に基づく「九州大学学術研究都市構想」をまとめた【944】。

この構想をもとに、産学官の連携や企業・研究機関の立地等を推進して地域経済の活性化を図ることを目的とする財団法人九州大学学術研究都市推進機構が、2004 年 8 月設立された【945・946】。

第 2 章　創立百周年記念事業

第 1 節　創立百周年記念事業

1911（明治 44）年に創立された九州大学は、2011（平成 23）年に創立 100 周年を迎えることとなった。九州大学では、100 周年を記念する事業を行うため、2005 年 12 月創立百周年記念事業委員会を設置し、記念事業の方針・計画の策定を行わせることとした【947】。翌 2006 年 12 月には事業資金を賄うための募金を開始した【948】。

事業実施を支援するため、2007 年 11 月に担当課として総務部社会連携課が設置され、翌年には課内に百周年記念事業推進室が置かれた。推進室は 2009 年 4 月、事務局の組織から大学組織である百周年記念事業推進室に改組され【949】、同年 8 月には社会連携課のうち百周年記念事業に特化した百周年記念事業推進室課が設置されて、記念事業推進体制が強化された。

百周年記念事業の中心となる記念式典は 2011 年 5 月 14 日に予定されていたが、同年 3 月 11 日に発生した東日本大震災のために 1 年延期となった。5 月 13 日に学内関係者のみによる「九大 100 年開学式」が開かれ、会津若松市より寄贈された初代総長山川健次郎の胸像設置式も合わせて行われた。そのほか、講演会などの各種イベントが、翌年にかけて多数実施された【950】。

第 2 節　九州大学基金の創設

百周年記念事業の募金の一部により、九州大学基金が 2010（平成 12）年

4 月に設立された。この基金は九州大学の教育・研究・診療の充実・環境整備や産学連携・社会連携活動への支援、学生への奨学金等の支給などに充てることとされた【951・952】。翌 2011 年 10 月には基金による事業を推進するため基金事業推進室が設置され、同時に推進室と総務部百周年記念事業推進課基金事務室から構成される基金本部も設置された【953・954】。これを受けて同様の事業を担ってきた財団法人九州大学後援会は解散し、事業は九州大学基金に一本化されることとなった。

第 3 節　創立百周年記念式典

2011（平成 23）年 5 月 12 日、創立百周年記念式典が創立五十周年記念講堂で開催された。式典ののちには、新海征治高等研究院特別主幹教授と、卒業生の若田光一宇宙飛行士による記念講演会も行われた【955】。翌 13 日には伊都キャンパスで「九大 100 年まつり」が開かれ、2 万人近い一般市民や九大関係者で賑わった。

記念式典の式辞で有川節夫総長は、100 年の歴史を振り返って関係者に謝意を表した。その上で現在の社会と大学の課題を示し、それらの課題に九州大学が取り組んでいくことを述べ、最後に「社会の課題に答える大学」など九州大学のめざす 9 つの目標を示している【956】。